

# 平成25年度事業報告

(自平成25年4月1日～至平成26年3月31日)

## ＜医療制度及び社会保険制度等諸制度に関する事業＞

本事業は受領委任払制度並びに保険取扱いの適正化を目的として行なった事業である。患者から委任を受けた療養費の受領が円滑に行なわれるように、審査委員会や関係機関への協力や講習会の開催などを通して、その制度が的確に運用されるように努めた。

### 1. 保険に関する講習会の実施

受領委任払制度の適正な運用のため講習会を下記の通り開催した。

#### (1) すべての柔道整復師を対象とした講習会

- ・柔道整復療養費の算定基準改正についての説明・講習を行なった。
- ・柔道整復療養費の取扱いにおける保険者からの不支給・返戻への対応について説明・講習を行なった。

#### (2) 毎月新入会員を対象として、健保取り扱いに関する説明

新規入会者を対象に、受領委任払いに関する基本的注意事項について講習を行なった。

#### (3) 新規開設者の講習会の実施

- ・各月の新規入会者を対象に、施術録の作成、療養費支給申請書の作成・提出に関する基本的注意事項についての講習を行なった。
- ・開設2年以内の会員を対象とした保険講習会を2回に分け実施した。(健康保険取扱いと労災・交通事故)

### 2. 社会保障制度の調査研究

柔道整復師の施術にかかわる療養費制度(受領委任払制度)をはじめとする、柔道整復師に対する保険制度の適用が未だ十分に定着しない中で政府の動き(事業仕分け)を踏まえ保険の適正化を図ることが求められ、永続的に国民が安心して柔道整復の施術を受けられるようにするには、医療保険制度が柔道整復師と患者双方に正しく理解され公正、円滑に運営され、保険者である健康保険組合との十分な連携が必要となる。柔道整復師には関係法令、通知、質疑事例等の研修の促進と正しい制度の周知に取り組み、健康保険組合等保険者には、保険の適正化に向けた制度の運用や諸問題の解決のための情報交換を行うため、関東8都県で行う首都圏連絡会議や、全国の柔道整復保険部門の指導者による、全国保険担当者会議に参加し、保険制度の達成に協力し国民の利便性を守るため調査研究した。

### 3. 関係官庁、保険者等との研修会の開催

各種保険取扱いに関して、行政及び関係機関との研修会を下記の通り開催した。

#### (1) 神奈川県国保連合会との指導者研修会

#### (2) 健康保険組合神奈川連合会との指導者研修会

#### (3) 神奈川労働局労災補償課との指導者研修会

### 4. 関係官庁による講習会の開催

関東信越厚生局神奈川事務所及び全国健康保険協会神奈川支部より講師を招き、保険請求上の注意事項を中心に講演していただいた。また、特に新規開設者に参加を呼びかけることで、正しい取扱いに関して一層の理解を深めた。

### 5. 他都道府県の保険取扱い等、全般について状況調査を実施

県外社団法人の状況調査、意見交換を実施した。

6. 神奈川社会保険柔道整復療養費審査委員会への参加  
全国健康保険協会神奈川支部の依頼により、審査委員7名を標記委員会へ本会より推薦・派遣し、健康保険の取扱い業務の適正化に協力した。
7. 神奈川県国民健康保険柔道整復施術療養費審査委員会への参加  
神奈川県国民健康保険団体連合会の依頼により、審査委員5名を標記委員会へ本会より推薦・派遣し、適正な保険業務が図られるように協力した。
8. 神奈川労働局労災保険柔道整復施術料審査委員会への参加  
神奈川労働局の依頼により、審査委員4名を標記委員会へ本会より推薦・派遣し、労災保険制度が適正に行われるように協力した。
9. 生活保護法による医療扶助制度の支給の適正化  
生活保護法による医療扶助制度の支給について、本会にて独自に審査・指導し、また、各自治体と連携を取ることで制度の適正な運用を図った。
10. 損保連絡会議の開催  
柔道整復師による自動車賠償責任保険の運用の適正化を図るため、損保連絡会議を開催して本会と損害保険協会及び損害保険料率算出機構とで意見・情報交換をした。
11. 指導委員会の開催  
受領委任制度を中心とした適正な保険取扱いに関し個別指導を実施した。
12. 保険部会  
患者である県民、行政、関係機関並びに柔道整復師の間に立ち、講習会や研修会の企画・準備や、個別に生じた保険業務に関わる問題の解決、行政や関係機関からの通達の周知など様々な事務作業を行い、適正な制度運用を図った。
13. 支給申請書電算処理の円滑化・合理化の実施  
受領委任払いが速やかに行なわれるように、合理的な保険業務のための支給申請書電算処理のメンテナンスを実施した。
14. 「療養費支給申請書作成の手引き」見直し作成  
療養費支給申請書作成の手引き（赤本）の一部改正について検討した。
15. その他受領委任払制度に関する事業に必要な事項  
院内でのポスター掲示、パンフレットの配布等

#### <学術研究に関する事業>

本事業は、学術大会、講習会、研究会の開催を通して柔道整復の学術の振興と技能の向上を図ることを目的とし、もって県民の健康増進の一助とするために下記の事業を行なった。

1. 日整学会への参加と協力  
日整が主催する各地区の学会に参加した。
2. 日本柔道整復接骨医学会への参加と協力  
柔道整復師にとって最大の学会に参加、協力した。
3. 各都道府県及び他団体学術研究活動への参加と協力  
他県並びに他の団体主催の学術研究会などに参加、協力した。
4. 生涯学習活動の推進  
国民に有益となる生涯学習の方策やボランティア活動の実態を調査し、公益社団法人日本柔道整復師会に報告した。
5. 第35回神奈川県柔道整復師学術大会の開催  
柔道整復師の学術・技能の向上並びに国民が健全な生活を送る事ができるように健康への意識の高揚を目標に平成25年9月29日開催した。

6. 新入会員・一般市民に対する学術講習会の開催

新入会員及び一般市民に対し、健康への意識の高揚を目的とした講習会を平成26年3月15日に開催した。

7. 学術部会

各学会の企画・実施並びに学術研究の推進の補助、その他学術研究を推進する事を目的として本部・支部一体となって事業を行なえるように合同会議を開催した。

8. 学術部員・支部学術担当者による合同部会の開催

第37回公益社団法人日本柔道整復師会関東学術大会神奈川大会の開催準備また学術講習会の開催準備、学術発表のサポートなど学術研究に必要な事業について企画・実施するため開催した。

9. 各支部学術研究活動の推進

各支部において学術講習会を企画・実施し、講習会を通して柔道整復師としての学術向上の他、近隣の医療機関と情報・意見交換をする事により、地域住民により良い医療の提供を図った。

10. その他、学術研究に必要な事項

- ・学術図書・ビデオテープ等の閲覧及び貸出しと管理
- ・公益財団法人柔道整復研修試験財団 平成25年度認定卒後臨床研修講座への講師派遣及び協力

<柔道の普及に関する事業>

本事業は、柔道を通して県民、特に青少年の健全な心身の育成に努める事を目的に行なった。

1. 少年柔道大会及び第32回社団法人神奈川県柔道整復師会柔道大会の開催、第22回日整全国少年柔道大会・第3回日整全国少年柔道形競技会への参加
  - ・第22回日整全国少年柔道大会・第3回日整全国少年柔道形競技会予選会、少年柔道大会及び第32回社団法人神奈川県柔道整復師会柔道大会の開催  
神奈川県立武道館 平成25年7月7日(日)
  - ・第22回日整全国少年柔道大会・第4回日整全国少年柔道形競技会  
講道館 平成25年10月14日(月・祝)
2. 柔道の普及発展に協力  
国内で開催される柔道大会に審判員並びに救護員を派遣し、国民が安心して柔道競技に専念できるよう協力・後援・協賛した。

<社会活動に関する事業>

本事業は、主にスポーツ救護ボランティアとしてスポーツ競技力の向上並びに怪我の予防、処置などを行い、県民が安心してスポーツ競技に専念できることを目的に行なった。

1. 接骨ボランティア活動を推進  
各スポーツ競技会への救護員として延べ253名が参加した。
2. テーピング講習会の開催  
各種スポーツ競技会等の現場で応急処置の一部であるテーピング療法の技術向上と、その処置により競技者がより高度な技術力を発揮でき、なおかつ怪我の予防が図られる様にする目的で講習会を開催した。

<災害活動に関する事業>

本事業は、神奈川県並びに市町村との協定に基づき、災害時の救護活動に備える訓練を

通して、災害発生時に速やかに救護活動が行なわれるようにすることを目的に行なった。

1. 災害対策活動の推進

災害時帰宅困難者に対する生活支援物資の備蓄を行ない、また柔道整復師としての応急処置の資器材の点検・補充に努めた。

2. 救急救命講習会の開催

災害時に対応できるように、必要とされる技術習得のため協同組合と共催した。

#### <介護事業に関する事業>

本事業は、機能訓練指導員でもある柔道整復師が技能の向上に努め、予防介護に参加することにより県民、特に高齢者の健康増進を目的に行なった。

1. 機能訓練指導員としての活動を推進

県内のサービスセンター等の施設で活動できるようにその円滑化を図った。

2. 機能訓練等の講習会の開催

誰もが健全な生活を送れるように必要な知識の習得を目的に実施した。

#### <一般市民のための健康増進及び医療機関等との連携に関する事業>

本事業は行政並びに医療機関との連携を図ることを目的とした事業である。その為、各自治体などの行政機関と協力して各種イベントへの参加、助成事業の実施に努める。また県内医療機関との連絡を密に取り、県民へ適切な医療の機械を提供できるように備えることを目的とする。

1. 休日施療事業の推進

日曜・祝日などに負傷した患者に対して施術を行ない、健康増進へ寄与することを推進した。

2. 医療機関との連携に関する事項

医療機関と柔道整復師による連携を推進し、県民により良い医療を提供することに寄与した。

3. 神奈川県隣接都県イベント等への協力・参加に関する事項

神奈川県隣接都県で開催するイベントや行事に県民が安心して参加できることを目的に参加・協力をした。

#### <広報活動に関する事業>

本事業は、広報活動を通して、主に本会の公益目的事業を啓蒙・周知することを目的とする。

1. 広報誌の発行

柔道整復師が行った各種公益事業並びに事業活動の情報を周知し、その活動に参加を啓蒙する目的で「和」72号、73号を発行した。

2. 日整「はつらつ」への投稿

本会の事業活動を全国に発信すると共に各県の活動状況を把握し、国民に対して本会活動の指針と拡大を図るために投稿をした。

3. 会報による広報活動の推進を図る

本会で行われる公益目的事業のうち、特に受領委任払制度関係及び社会活動、災害活動を中心に事業計画、事業報告などの情報を会報に掲載。もって会員の公益目的事業への参加の推進を図る。

4. 公益目的事業等の取材活動

- (1) 県内取材活動



本会柔道大会、日整南関東予選会、柔道整復師が行う災害救護訓練並びにボランティア活動を国民に伝え、本会の公益事業活動を推進・周知するために取材活動を行った。

(2) 県外取材活動

日整柔道大会、関東学会山梨大会等の県外取材活動をし、その情報を会員に提供し会員の公益事業に参画する意識の向上を目的に取材・報告をした。

5. 広報部・支部担当者による合同部会を開催

各支部で行なわれる事業について支部広報担当者が取材し、その内容を標記部会において検討するなど、本会の広報活動に必要な事業を企画・実施する為に開催した。

6. 広報部会の開催

広報誌の企画・作成、取材活動の準備、災害対策活動、社会活動などの事業の推進するために開催した。

7. ホームページによる広報事業

本会の事業を国民に情報伝達することにより、公益目的事業の周知を図った。

8. 養成学校への本会公益目的事業の説明会

(1) 呉竹鍼灸柔整専門学校

平成26年3月3日(月)

(2) 平成学園横浜医療専門学校

平成26年3月13日(木)

本会の事業の社会的有益性についての理解に努めることを目的とした公益目的事業の説明会を行なった。

9. その他広報活動に必要な事項

IT事業推進の実施

<収益に関する事業>

1. 本会所有の会館会議室等の貸出し

健保審査委員会の公的行事並びに私的研究会及び会議等の開催を希望する機関・団体に本会会館会議室等を貸出した。

<共益に関する事業>

1. 表彰 規程に基づくもの

永年在籍表彰	50年表彰	1名
	40年表彰	9名
	30年表彰	20名

永年にわたり本会会員並びに本会職員として在籍し、法人運営並びに地域医療に貢献したものに対して表彰を行なった。

2. 協同組合事業に協力

本会会員が所属する協同組合の事業に協力した。

<法人運営及び管理に関する事業>

本会の事業及び運営の円滑化を目的に以下の事業を行なった。

1. 総会

(1) 通常総会 平成25年5月18日(土) 定款第22条の規定により開催

①平成24年度事業報告について

②平成24年度収入支出決算報告について

- ③監査報告について
- ④関東ブロック会総会表決権の委任について
- ⑤役員改選について
- (2) 臨時総会 平成25年6月9日(日) 定款第22条の規定により開催
  - ①理事会推薦候補者の承認について
- (3) 臨時総会 平成25年9月14日(土) 定款第22条の規定により開催
  - ①定款の変更の案(公益社団法人神奈川県柔道整復師会定款案)の一部改定について
- (4) 通常総会 平成26年3月2日(日) 定款第22条の規定により開催
  - ①会費の改定について
  - ②特例民法法人規程の全ての失効と公益社団法人移行に伴う全ての新規程案について
  - ③理事信任前の全理事の種別選挙導入の検討チームについて
  - ④平成26年度事業計画案の承認について
  - ⑤平成26年度予算案の承認について
- 2. 理事会  
定款第31条の規定により開催
- 3. 合同会議
  - (1) 相談役・役員・支部長合同会議  
会務伝達・意見聴取・緊急用務のため開催
- 4. 委員会等
  - (1) 審議委員会 会員の懲戒について審議した。
  - (2) 柔道大会実行委員会 柔道大会開催のため開催した。
  - (3) 支部長会 支部運営について会議を開催した。
- 5. 会報  
重要事項、理事会、各部会務、支部事業、行事予定等の伝達及び報告のため毎月発行した。
- 6. 議事録  
総会、理事会及び諸会議の議事録の作成と保管。
- 7. 会員名簿の作成
- 8. 入会案内の作成
- 9. 上部団体関係
  - (1) 公益社団法人日本柔道整復師会及び関東ブロック会事業への協力
  - (2) 公益社団法人日本柔道整復師会の入会・退会に関する事務処理業務
- 10. 事務局並びに会館管理に関する事項
- 11. 公益社団法人設立に関する事項
- 12. その他業務に必要な事項
  - (1) 講習会
    - ①新入会員を対象とした入会時講習会
    - ②柔道整復師業務全般についての講習会
  - (2) 業務研修会
    - ①関東ブロック会と東京都柔道接骨師会との合同連絡会議
    - ②事務職員との業務研修会
    - ③その他関係団体との業務研修会
  - (3) 部会

理事会議録の作成整理、会報の発行及び業務処理のため開催した。

13. 入金・出金に関する事項

平成25年度予算書及び理事会承認に基づき入金・出金の確認と管理をした。

14. 会計関係帳簿・証憑等の整理、点検をした。

15. 会費に関する事項

(1) 会費及び負担金の徴収をした。

(2) 定率会費の算出をした。

(3) 新規入会者の入会負担金および諸会費等を徴収した。

16. 財務諸表の作成をした。

17. 内部管理目的に必要な書類の作成をした。

18. 主な事業毎の決算報告をした。

19. 会計監査

(1) 顧問公認会計士による会計監査（毎月）を実施した。

(2) 監事による監査会（四半期毎）を実施した。

20. 職員給与に関する事項

(1) 給与・賞与・諸手当の計算及び年末調整を実施した。

(2) タイムカードの集計をした。

(3) 昇給に関する事項を検討した。

21. 経理部会の開催

理事会承認事項や行事ごとの支出の準備、及び支部運営会計の整理・点検並びに職員の給与計算の為に必要に応じ開催した。

22. 支部会計に関する帳簿、証憑の管理ならびに会計処理の相談指導を行なった。

23. 顧問公認会計士により公益法人会計に関する指導を受けた。

24. 公益社団法人日本柔道整復師会への会費・入会金等に関する金銭処理を行なった。

25. その他、公益目的事業及び法人運営を円滑に遂行するために必要な事務処理、会計処理に必要な事項を行なった。

(会員の現況)

平成25年4月正会員663名準会員118名合計781名、平成26年3月正会員678名準会員112名合計790名となり、正会員15名増、準会員6名減、合計9名増。